あ行

### 【一次避難地】

地震や火災が発生した時に、住民が一時的 に避難できるオープンスペースであり、大火 の危険が迫った場合は避難中継基地となり、 広域避難地に再避難する。

#### 【延焼遮断帯】

地震等により発生する都市火災において、 発生した火災を有効に遮る道路、緑地帯、広 場、線路、河川等の都市防火施設と、それら の沿線に建つ耐火建築物による帯状の不燃空 間。

か行

# 【広域避難地】

大地震などで発生する市街地大火に対して 広域避難の最終の目的地となる都市防災施設。 一定規模を有する公園緑地、学校施設等公

一足規模を有する公園緑地、学校施設等2 共施設、住宅団地などがこれに該当する。

避難地までの歩行距離は概ね 2 k m以内、 規模要件については 10 h a を標準としてお り、計画避難者 1 人当たり 2 ㎡を判断基準と するのが一般的。

さ行

【市町村の都市計画に関する基本的な方針 (市町村マスタープラン)】

都市計画決定事項ではないが、議会の議を 経て定められた当該市町村の建設に関する基 本的な方針を定めるもの。

# 【災害危険度判定調査】

延焼危険度、避難危険度を評価指標とし、 潜在的に危険性のある地域を明確にするため の調査。

### 【重点密集市街地】

密集市街地のうち延焼危険性が特に高く、 そのままでは今後 10 年以内に最低限の安全 性を確保すること(不燃領域化率 40%以上を 確保すること等)が見込めないことから重点 的な改善が必要な密集市街地として H15 年 に国土交通省が抽出した地域。

### 【準防火地域】

都市計画上の地域地区の一つ。地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は、耐火建築物としなければならず、地階を除く階数が3であり又は延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物のいずれかとしなければならない。また地階を除く階数が3であり500㎡以下の建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は防火上の技術基準適合建築物とすることができる。

【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都道府県マスタープラン)】

都市計画の一つで、都市計画区域ごとにその都市計画の目標、土地利用、都市施設等に関する都市計画の決定方針等を位置づけたもの。

た行

### 【耐火建築物】

主要構造部(壁、柱、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除く)を耐火構造(鉄筋コンクリート造、レンガ造等、建築基準法施行令で定める耐火性能を有するもの)とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に建築基準法施行令で定める防火戸その他の防火性能を有するものをいう。

# 【地域防災計画】

災害対策基本法において各都道府県、市区 町村で策定が義務付けされているもので、計 画的な防災行政を行うために必要な対策計画 と位置づけられている。

# 【特定防災街区整備地区】

都市計画上の地域地区の一つで、位置、区域、面積、建築物の最低敷地面積、壁面線の位置の制限(必要な場合に限る)間口率の最低限度及び高さの最低限度(必要な場合に限る)を定めることができる。

# 【特定防災機能】

火事または地震が発生した場合において延 焼防止及び避難上確保されるべき機能。

### 【都市計画基礎調査】

都道府県が5年ごとに行う人口規模、産業 分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土 地利用、交通量等の調査。

# は行

### 【防火地域】

都市計画上の地域地区の一つ。防火地域内の建築物は、原則として耐火建築物でなければならないが、2階以下かつ延べ面積 100 ㎡以下の小規模な建築物に限り、準耐火建築物とできる。

### 【不燃領域率】

地域内における道路、公園などのオープンスペースや燃えにくい建築物が占める割合をもとに算出するもので、まちの燃えにくさを示す指標。不燃領域率が70%で、消失率はほぼゼロとなる。

# 【防災街区】

木造密集市街地で延焼防止又は避難上支障がある街区を整備して、合理的かつ健全な土地利用が図られるようになった街区。

# 【防災街区整備方針】

市街化区域において、密集市街地の各街区について防災街区としての整備を図るために防災再開発促進地区や防災公共施設の整備等に関する計画を明らかにした防災街区の整備の方針で、都道府県が都市計画に定める。

# 【防災街区整備地区計画】

火災被害の軽減等に役立つよう、地区レベルの道路等の公共施設の整備とその沿道に耐火建築物を誘導するための計画事項を追加した地区計画として市町村が定めるもの。

### 【防災公共施設】

密集市街地において特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他公共施設。

### 【防災再開発促進地区】

密集市街地の区域内を防災街区として整備 するために、特に一体的かつ総合的に市街地 の再開発を促進すべき相当規模の地区として 指定される地区。

### ま行

# 【木防建ペい率】

地区面積に対する木造(防火木造を含む) 建築物の割合で、木防建ペい率が20%未満で は安全と判断できるが、40%を超えると木造、 防火造がどのような割合で混在していても延 焼が拡大する恐れがある。